

史料紹介

東京大学史料編纂所所蔵「弘長三年春日若宮神主中臣祐賢記」
 (『春日社旧記』のうち巻六)

松村和歌子
 藤原重雄

【解題】

春日若宮神主を世襲した千鳥家の旧蔵文書などをまとめた『春日社旧記』に含まれる一卷(貴三八一―一六)で、弘長三年(一二六三)の若宮神主家五代目祐賢の日記。千鳥家は日記の家として知られ(『中臣祐賢記』寛元四年(一二四六)三月二十三日条)、多くの日記が伝えられ、文永元年(弘安三年(一二六四―八〇))のうち十三ヶ年分の『祐賢記』を含む、平安末から鎌倉時代の日記が『春日社記録 日記』一―三(『増補史料大成』として再刊)として刊行されている。本史料は刊本に未収録の弘長三年の日記で、前後を欠くが、全一六丁分、正月十二日条(四月十三日条が連続して残されており、祐賢の日記としては最も早い年代になる)。

永島福太郎『春日社家日記』(高桐書院、一九四七年)二七頁に、「史料編纂所に弘長二年日次記といふ鎌倉末の写本が一冊あり、これは正預方〔引用者補注・大東家・辰市家〕の日記のやうに見受けられるが、未だ詳らかでないので、暫く不問に附したい。」と触れられるものに該当するようである。

現状は卷子装だが、各紙の中央に折目があり、他の神事日記と同様に、

元は冊子装であった。紙背は前年の具注暦であるが、順序はすでに乱れており、卷子を一度解体して料紙一枚ごとに翻して折って冊子とし、書写したものである。冒頭には著しい焼け焦げが見られる。

法量、縦二九・一×横(表紙)二九・八、(補紙)二七・〇、①四四・〇、②四三・七、③四三・五、④四三・七、⑤四三・九、⑥四三・八、⑦四三・九、⑧四三・九、⑨四三・七、⑩四二・三、⑪四四・一、⑫四三・七、⑬四四・〇、⑭四三・七、⑮四三・七、⑯(軸直付)四三・三センチメートル。

紙背具注暦の日付は以下のとおり。①九月二十三日(十月十日)、②五月二十日(六月八日)、③十月十一日(十一月月建)、④十一月二十日(十二月七日)、⑤六月九日(同二十八日)、⑥閏七月二十六日(八月十四日)、⑦六月二十九日(七月十六日)、⑧閏七月六日(同二十五日)、⑨八月十五日(九月二日)、⑩暦序(正月五日)、⑪七月十七日(閏七月五日)、⑫三月二十三日(四月十一日)、⑬十一月月建(同十九日)、⑭三月三日(同二十二日)、⑮四月十二日(五月月建)、⑯正月六日(同二十五日)。後述のように、別に五月一日(同十九日)の一紙が伝わるので、具注暦としては、正月二十六日(三月二日)の二紙、九月三日(同二十二日)の一紙、十二月

八日以降の二紙、合計四紙が所在不明ないし逸失となる。

内容面では、神人の相論に関する記事が多い。正月二十五日条では、若宮神人が案内した参拝者の賽銭を占有したことに関する相論が記され、神人の御師として活躍が伺われる。二月十四日条以降は、鹿殺しを捕らえた者への勸賞銭が、興福寺大衆より神人に賦課されたことに對し、黄衣神人の国弘が黄衣を一の鳥居に懸けて訴訟し、解職された一件が中心となる。神人の身分の表象である黄衣の狩衣を一の鳥居に懸ける訴訟は本記が初見である。二月十七日には、春日社直勤の黄衣神人が一斉に黄衣を懸ける大事件に發展し、三月末には大衆の強い働きかけにより社家が黄衣を取り、事態は収束するが、落書によって張本が探られる一方で、国弘の解職は取り下げられたようで、神人の積極的な抵抗活動が知られる。並行して、新儀の課役や大和国安堵荘に下向した神人への打擲に関する抗議も行われており、社頭での二季法華八講への出仕を放棄しようとしているが、初日の四月九日条に「御神事次第八講日記に有之」に對應する別記は、千鳥家蔵『春日社御八講記』（史料編纂所架蔵影写本〔3012-11〕）があり、四月九日から十三日の記事を取める。その他、三月十七日条から四月四日条にかけては、山城国吉富荘（富野郷）の白人神人と地頭代との相論がみえ、社家は六波羅探題に参向しており、三月二十三日条の若宮での大般若経供養、四月十三日条の恒例大般若会には法蓮郷民の奉幣があり、若宮拜殿で種々の猿樂物まねが行われた記事や、同じく座次相論における過言など、当時の春日社周囲の様相を知る好史料である。

ところで、お茶の水図書館所蔵成篁堂文庫本には、本記と一具となる断簡一紙が所蔵されている。本所にはレクチグラフィ〔6800-200-129〕を架蔵する。目録から当該史料の箇所を引用すると、以下の通り。

○『成篁堂古文書』（蘇峰先生文章報国五十年祝賀会、一九三六年）

三三八頁、第十八雜文書 其一

三〇 春日社神人等愁狀断簡 一卷

首尾欠け、年月不明なり。紙背は、一日より十八日に至る具注曆なり。鎌倉時代中期のものなるべし。

○川瀬一馬編『お茶の水図書館蔵新修成篁堂文庫善本書目』（一九九二年）一二八頁

弘長二年五月具注曆（断簡） 一軸

鎌倉中期写。弘長二年五月の具注曆断簡。（前年弘長元年の書写）。一日より十九日までの断簡一紙。その紙背を用いて興福寺関係の記事を書す。鎌倉中期頃筆。絹表紙新添軸装。

残念ながら、現存部分とは直接に接続せず、後欠部分の何れかの箇所に当たると思われるが、日付は不明である。法量、縦二八・七、横四三・一センチメートル。これも附載した。原本調査・翻刻掲載にあたっては、財団法人石川文化事業財団お茶の水図書館より格段のご高配を賜った。

なお翻刻にあたっては、現在通行の文字に改め、行取りは原本に従った。一行に追い込めない場合は、「として次行末に送った。」は紙替り、『は冊子装での折り目の位置、また傍注では、神主方の大中臣氏、預方の中臣氏は省略している。カラー画像が本所の所蔵史料目録データベースよりも閲覧可能である。奈良国立博物館編『おん祭りと春日信仰の美術』（二〇一一年）No.37に掲載。

【翻刻】

〔後補表紙貼紙外題〕「春日社旧記（一二）六」

〔前欠、正月十二日条〕

〔貼紙〕「弘長三年日記（朱）春日社旧記」

謹上 正預殿并殿原御中

追申

〔祐賢〕若宮神主殿へ同可有御存知候、謹言、

昨日賜

〔二条良実〕長者宣候テ、今日罷下候、長者宣案文

進上候、兼又明日十三日、可申拜賀候也、以此旨殿

原御中□□□□□□恐々謹言、

權神主時家

〔燒損ニヨリ見エズ〕

勸学院政所下 春日社

可早以從五位下大中臣朝臣時家、加補權神主之

職事

右件人加補彼職畢、任例宜從社務之狀、依

長者宣所仰如件、社司宜承知不違失、故下、

弘長三年正月十一日

知院事勘解由判官高橋在判

別当右中弁藤原朝臣在判

大膳少進藤原

蔭 子 藤原

一十三日、戌時、新權神主時家拜賀、大社祝役神主泰尚、祿物

綾白被物一重・膝突白布一段、正預。被物一領以下權官分絹四丈

給之、不嫌不參仁也、若宮役□□祐賢、祿物綾被□□物一領・

白布一段、經所ノカサネヘリノ紫ヲ取出テ用之、祐賢沙汰也、

祿物役子息氏人令退出之後、八種御供令備進之、

一十五日、松本神主・野木能近、社司神主泰尚、正預祐公・權神□□□□主泰道・

權預祐盛・新權神主時家・次預能延・權預能近・神宮預祐貫・

〔第一紙〕

權預祐繼・權預祐家・權預延秀、

若宮役祐賢、氏人祐有・祐俊・祐治、今日田ウへ也、

一去年十二月晦日夜、一御殿東ノ廊北ノ端ニ、狐西向ニテ以外啼云々、

一十九日、勝願院四足前辺ニテ山人鹿ノ足ヲ打ラル、郷民沙汰ニテ

公文所へ令申畢、大衆沙汰ニテ。公人ノ手ニ被渡了。當時郷民等守之、

寺林辺ニ願縁房所從云々、

廿一日、御神事如例、社司神主泰尚・權神主泰道・新權神主時家・

權預能近・神宮預祐貫・玄蕃預祐繼、

若宮役祐賢、權官祐繼、氏人祐有、祐俊、祐治、今日綱結了、

御供并四季八種御供備進之、權神主動 時家沙汰、

一今日、廿一日、足折タル鹿山フカクハイ入候之上ハ、若宮神主殿御知行ノ山

ニテ候へハ、以神人可被守之由。申之、返答云、社頭ノ外ハ一切無其例、若

社頭ノ外モオホカウクヒナトモ出来之時、ヒモリニトラスルホト直人ヲツカラ

〔人白〕

ニテ野ニ守事ハアレトモ、如此之時ハ郷民守事傍例有其数ト申

之間、無力シテ郷民等守之也、

廿五日曉、彼鹿死去之由郷民申之、返答於郷民沙汰。別会所へ可申也ト申之、

其後ヒモリニ可取之由申遣了、非番役也、為御山内故也、

一昨日廿四日、若宮神人安国止出仕畢、其故者、去年冬比於大社參人錢一

貫文備進之、即彼安国殿コトニ廿文ハカリヲ令備進テ、残ハ皆給了、

然間大社神人、若宮神人中へ出訴訟也、仍安国ニ彼錢ヲハ大社へ

可出之由、雖相催、一切不可出之由申之、依楚之暫ハ安国□□□□神人等

令違背畢、其後諸事不沙汰之処、今年正月月中旬比、南郷神人春末

於若宮御前、參人所進錢三百文ヲ給之、若宮神人等向□□□□

訴訟之処、所詮安国ヲ可被止出仕、然者彼春末□□□□

□□宮へ可弁進之由、可加沙汰也ト申之、仍若宮神人□祐賢□□

〔第二紙〕

之間、止安国出仕畢、正月廿四日ヨリ、令勘当了、

二月一日、御神事如例、社司神主泰尚・正預祐公・權神主泰道・

新權神主時家・次預能延・權預能近・神宮預祐貫・

玄蕃預祐繼・修理預祐家御供後參、主殿預延秀、御供後參、

若宮役祐賢、權官祐繼・氏人祐有・祐治・祐俊、

一五日夜、時家東金堂女薪役勤仕、社參有之、祝役神主泰尚

膝突白布一段、若宮役同、

一十日、庚申、御祭御供五ヶ度調進之、其後開御戸、正預祐公依所勞

不參、仍神主泰尚奉開御戸、但二御殿御戸未時許不開給、仍

權預祐盛參上シテ可奉開之由、神主触之、然間即祐盛參上シテ

有暫奉開畢、其後三四御殿神主奉開テ、如例備神宝畢、

其後若宮御戸奉開テ備神宝了、役送權官延秀、

氏人祐俊・祐治、

使ノ名字不分明、但内侍少納言内侍云々、弁ハ平少納言云々、為異姓之間、

着到殿ヨリ退出、仍直会殿ノクワムハイノ事行無之、違例歟、

社司見參、神主泰尚、正預祐公、不參、權神主泰道・權預祐盛・

新權神主時家・次預能延・權預能近・(×權預)神宮預祐貫・

權預祐繼・權預祐家・新預延秀、若宮神主祐賢、

十一日、神宝奉納役人神主泰尚、社司見參夜前、若宮同、

今日御神事如例、社司交名同、

一夜前自大湯屋以中綱二人相弁、富野之一神人訴訟事

于今不事行、不日神主・正預・若宮神主三人令京上可訴申也

ト有之、皆領狀申了、

一十二日、南門橋与六位橋ト今日ワタスナリ、兼ヨリ於里作之云々、古物ハ、

兩惣官分配了、

一〇四日、兩惣官・祐賢寺家へ列參、其故ハ三方神人等擲(鹿殺)

仁勸賞錢ヲ被宛行神人ハムサウ称宜国弘自大衆被宛

行之間、黄衣ヲ鳥井ニ可懸之由、及大訴之間、(大衆院尊信)寺家へ

申入之、御返事ニハ大衆ト北院家ト問答アリテ事切了、

寺家不可有御口入也ト有之、次日別神人種々申之、所詮

兩惣官等能々可加沙汰、暫可相待也ト仰下之、返答云々、

狀トシテ拜領仕候テ、ソレニナクサミテ、暫モ可相待候ト申□、

仍狀トシテ下給了、

狀案文

三方本社神人等訴申勸賞錢被宛行事、兩惣官同

若宮神主沙汰、何モ為神人等、向後不成疵之様、衆中ニ可令

申沙汰之狀、如件、

弘長三年二月十五日

神主在判

正預代官權預在判

若宮神主在判

一三方神人訴狀案

春日本社神人等謹言上

欲蒙早御成敗擲鹿殺仁勸賞錢并安堵庄下向(大和)

神人等蒙刃傷打擲愁訴問事

副進

一通 当衆徒御時関東旅粮免除狀案

一〇〇 先任衆徒御時擲鹿殺仁勸賞錢御免除狀案

〇〇 擲鹿殺勸賞者、專被重神威之故也、然者朝暮〇〇

致寺社之忠公哉、所詮忝被重神威、於新儀課役〇〇

御免除、又於安堵之土民等者、任社例被召禁獄其身、

被懸縁者伴類而欲被遂御祓、仍乍恐粗言上如件、

(第四紙)

一 自社家被進状案

本社三方神人等申状調具書等、令進候、子細見于状候歟、此状最前

可取進候之処、神人国弘解職事御沙汰嚴蜜候之上者、

其恐候之間、度々雖訴申候、于今不取申候之処、神人等可

懸黄衣於一鳥井之旨結構之由、承及候、然者後難又

其憚候之間、執申候、以此等趣可然之様、忿々可有御披露

衆中候、恐々謹言、

二月十七日

執行正預祐公

神主泰尚

謹上 別会五師御房

返事別会所

一 神人訴状慥以給候了、以此趣蜂起之時早可令申披露

候、恐々謹言、

二月十七日

別会五師頼算

追申

今朝給候状、令返進候、

一 神人寺役免事代々例

鹿殺擲勸賞錢、当社神人之中就任官之輩、可令出之由、依

有其沙汰、神人等欲遁其官歟、太以存外也、凡神人任官

者当課社余社之先傍例也、全無隙任官儀、早可令補任

也、保役事一旦雖加催促、訴申之旨依有其謂、既被

免除了、永遠如此新保役所令任止也、僉儀之趣□□

如件、

弘長元年七月廿三日

別会五師在判

一 此状令披露候了、評定趣於黄衣本社神人者一定被

免候了、於散所神人(×者)中於入道神人者無免除之儀、三

(第五紙)

方神人之事ハ未事切候也、隨重評定之趣可申候、

仍入道神人事者無免儀候也、以此旨可有御下知候也、恐々謹言、

六月十六日

別会五師辨舜

一 昨日令申候本社三方神人大訴事、已夜前亥刻懸黄

衣ヲ一鳥居候了、此条以外事候、以此旨念可令披露衆中

給候、恐々謹言、

二月十八日

執行正預祐公

謹上 別会五師御房

追申

一 昨日神人等訴状同念可有御披露候、恐々謹言、

一 奏状一通令進上之候、以此旨念可令披露給候、恐々謹言、

二月十七日

春日執行正預祐公

神主泰尚

謹上(式房)伯耆前司殿

言上

事由

右去冬之比、為寺使者安堵庄下向神人等、為彼庄土民

被打擲刃傷、并本社神人国弘、為衆徒之沙汰依被解

職、今夜亥刻傍輩神人等懸黄衣於一鳥□□□□

依為重事、言上如件、

二月十七日子刻

春日執行。正預祐公

神主泰尚

一 十八日、神主・正預代官祐繼・祐賢花林院へ參上、神人等已黄衣

ヲ一鳥井二懸候了之由申之、

(第六紙)

御返事二八、

以外事ナリト有之、今日以廻文触社主等了、随今日戌時集会成了、条々及評定也、黄衣ヲ懸事五十三具云々、猶々

懸候由聞之、神人等直屋ニ集テ散々沙汰也、自黄衣不懸

輩ハ皆トラヘテハキトテ一鳥井ニ懸也、スヘテ大社・若宮兩方

神殿守并三人沙汰者外ハ皆ハキカケ畢、ヲノツカラ当番神人

ヲハユルスト云々、勝事也、非番神人不仕也、

社司集会交名

神主泰尚・正預祐公但代祐繼・權神主泰道・八条預祐盛・新權神主時家・
權預能近但代能兼・玄蕃預祐繼・神宮預祐貫、祐賢、

一十九日、神主社頭宿所ニテ集會、今日自大湯屋以中綱琳実・

忍実被觸云、神人国弘依有重科事、已被解職畢、而去御祭

之時も着黄衣随神役云々、此条如何□事哉、次ニハ神人等懸黄衣

於一鳥居之条、頗以不当也、両惣官等一向根シテ如何様セサスル事

顯然也、速今夜之中ニ惣官等沙汰トシテ可被取也、又此神人之中

ニ張本無隱事歟、両惣官・若宮神主沙汰ニテ彼張本輩ヲ

可注申也、凡モ両惣官外ニ根ラスル張本權官等中ニ有歟之由聞之、彼

此早注申ヘシト有之、

廻状云、神主・正預代官祐繼・祐賢三人対面中綱、

此条畏承候了、先国弘解職之後參社事、粗其由承及候之間、

重加下知候了、次ニハ神人等無左右黄衣ヲ懸事、実不当事候、此事(第七紙)

粗其旨結構ト承候之時者、座上神人等ヲ召寄テ種々ニ教訓

キ、即上代も無事ニ候へとも神人等随申請候、於社家沙汰、能々神人等

向後不成疵之様ニ可令申沙汰衆中之由ノ請文ヲ神人ニ下

〔日〕

此国弘已御使下向シテ罪科之由、神人等承候けるあひた、俄黄衣ヲ

懸候云々、一切其夜事社司等不知及候、次ニハ張本事、神人等集会所

ニハ一切人ヲモ不寄候、社家御使ヲモ不寄候之間、張本不分明候、難治

事候歟、然而各能々ハウヘムヲイタシテ可申左右候也ト申之、

其後神殿守等ヲ皆召取テ、条々衆命ヲ申聞テ、種々ニコシラヘ

雖申、一切訴人之神人等不信用也、猶々重○至教訓之処、神人等申云、

所詮今度ハ黄衣ヲ取候テ、暫社家御沙汰於可相待候之由申之、仍

今日廿日辰時、神人等以直人取畢、即両惣官・祐賢寺家へ此旨申、同

花林院へ申之、別会所へ以状申了、彼状案文等如此、実事ハ黄衣ヲハ

猶直屋ニ皆以置之、訴人神人等ハ猶不随神役也、社家又重神人之

シテ下給了、

一殿下ニ申文案文

言上

事由

右、去十七日所令言上、依本社神人等訴訟、所懸一鳥居黄

衣、衆徒命巖蜜之間、今朝廿日先取退了、仍言上如上件、

二月廿日 春日執行正預祐公 神主泰尚 若宮神主祐賢

奏状一通令進上之候、以此旨念可令披露給候、恐々謹言、

二月廿日 春日神主泰尚

謹上 伯耆前司殿

一別会所へ令進状案

先日令申候三方神人等訴訟懇切之余、雖懸黄衣於一鳥居

候、随衆命先取退候了、雖然猶貽訴訟候、相構無神威陵

遲之様得御意、可有御披露衆中候、恐々謹言、

〔日〕

二月廿日

執行正預祐公

神主泰尚

謹上別会五師御房

一訴訟人神人中へ重下給社家契約状^案

依^三□方本社神人大訴、雖懸黃衣於鳥居、随衆徒御命、已

取退畢、仍於兩惣官并若宮神主沙汰、為神人等向後不成

疵之様、今月中可申沙汰之状如件、

弘長三年二月廿日

神主^{在判}

正預^{在判}

若宮神主^{在判}

廿一日、御神事如例、社司見參神主泰尚・權神主泰道・權預祐盛・

權預能近・神宮預祐貫・權預祐繼・權預祐家・權預

延秀、若宮役祐賢、氏人祐有・祐俊・祐治、權官延秀、

今日神主宿所二兩惣官・祐賢集会有之、座上神人召寄テ

条々問答、神人中へ下契約状^二神人国弘^ヲ可申沙汰之由、可令書

副給之由申之間、難叶之由、各々申之、仍然者神人等黃衣ヲ又

鳥居^懸□□□□申テ、散々及沙汰也、

一廿二日、兩惣官・祐賢社頭^二集会有之、自衆徒以中綱^{今一人ハ不明、}

□□被仰内^ニ、鳥居^ニ札^ヲ残之条返々不当也、速^ニ可被取也、

次ニハ不着黃衣神人等社頭^ニワウケム返々不当也、速^ニ退出ヘシト有之、

不日^ニ召寄神殿守、条々被仰合了、

廿三日、又神主里之宿所^ニ集会有之、今日^{ヨリハ}札不懸^也、不着黃衣

事、昨日神人返事不明之間、今日又重下知了、付是ハ神人ノ

張本事類自衆徒被責之間、内々神人^主カ知人ハリマノ君^ニ注遣之、

鳥居^ニ黃衣ヲ懸神人張本ノ事

ホクカウ

ロクネキ クワムサウネキ エムワウネキ キヤウワウネキ

イマシラウ

ナムカウニ

ハルワウネキ ハルワカネキ ヤクシネキ コムスネキ

ワカミヤ

ハルイワネキ コムシラウネキ

□同日、於金堂前一日書写大般若被供養、有御樂^{云々}、書写

事上臈・中臈マテ書之、願主坂ノ堅信房、^{今法名阿願房}

申上寺家及御沙汰^{云々}、其後亥刻^ニ当社若宮^ニ奉送、先

拜屋^ニ奉置テ、其後經所^ニ伝供^ニシテ奉納、クロヌリノツシ

ヲ奉安置也、社頭へ持參之時、有御樂也、スノカラヒツ^ニ奉入テ持

參也、供養導師權別当御房、寺家も御出仕^{云々}、

一廿四日、猶彼訴人神人^ニ速可着黃衣之由、被仰之処、未分明、如何様哉、

今日可申御返事也、忝可申左右之由、兩惣官・祐賢以沙汰者責^{伏カ}

也、仍皆^{ミナ}ハ黃衣ヲ已令着了^{云々}、

一廿五日、兩惣官集会、今日も自衆徒神人張本忝可注

進之由、頻被触遣了、

□^三一日、御神事如例、社司交名、神主泰尚・正預祐公・權預

祐盛・新權神主時家・權預能近・神宮預祐貫・

權預祐繼、權預祐家、權預延秀、若宮役祐賢、權官

役送延秀、氏人祐俊・祐治、今日御後^{又普}二集会有之、

条々評定、春末三百錢、若宮神人中^ニ可弁之由下知、景春^末

祓祭物可催促事、神人国弘罪科事、可申免衆中事、

信蓮房法橋少便祭物一貫文社司中へ出之事、即彼錢

ヲモテ飯酒^ニ可成之由、兩神殿守^ニ下知了、

三日、御節供、福智・アハチ・西殿、(又祐賢)社司社司不參輩、

權神主泰道・次預能延、此外皆參、今日御背二集会、代官

祐俊、今日若宮參氏人祐有・祐俊・祐治、

五日、恒例御神樂、社司見參、不參正預祐公。次預能延、權神主

泰道、若宮役祐賢、權官延秀、氏人祐俊・祐治、

一今夜自大湯屋以中綱二人、山城富野郷神人事ニヨテ

兩惣官相共祐賢可令上洛之由催之、領狀申候了、

十一日、御神事如例、社司不參、權神主泰道・權預祐盛・次預能延、

此外、皆參、若宮役祐賢、權官延秀、氏人祐俊・祐治、

今日御背集会有之、国弘解職問神人等訴訟事、

一十七日、兩惣官・祐賢上洛、其故者、山城国吉富庄白人神人名主正預、

為彼所地頭代、被召籠六波羅了、仍及衆徒沙汰被差上也、

一去月十八日安居房ノツヒツツキハシム、可為国司沙汰之処、法雲院法印

実聖勸進ニテツクナリ、

一今月廿五日、自京兩惣官・祐賢下向了、吉富庄西願・阿十等沙汰

已悉令成熟了、此条見于六波羅家状、在京間書状等、同長者宣御

請文案、

春日御社領吉富庄地頭代狼藉由事、社家重申狀副衆徒狀

謹下給候了、相尋子細可言上左右候、(第11紙)以此旨可有御披露候、恐々謹言、

三月十九日 左近將監平時茂(北条)在判

此上猶社家西願等ヲ先可免給之由、頻申之、仍已於西願法師ハ

出給了、然而訴訟殘之間、以状被申案、

於西願法師者召預了、阿十法師住宅追捕物等同返給、

并所立御供田点札被上事、如何様候也可令存知候哉、恐々謹言、

三月廿日 春日執行正預祐公

神主泰尚

謹上佐治左衛門入道殿(重家)

六波羅家御請文申上 長者事

山城国吉富庄白人神人西願法師訴訟事、長者宣御

請文如此、但此上猶令申子細候之間、於西願法師者被召出、已

請取社家候了、以此旨可令披露給候、恐々謹言、

三月廿日

春日執行正預祐公

神主泰尚

謹上伯耆前司殿

廿四日、阿十之御供田点札ヲ被上、并追捕物等ヲ可糺返之由、六波羅

領狀申了、此上猶於状可給候、長者へも申、衆徒へモ可披露之由

申之間、状トシテ給候了、即状案

一六波羅參向社司裝束事、神主泰尚、狩衣正預代官祐繼、同

祐賢衣冠ニ下ク、ル也、各中門ニ參向之、奏者佐治入道・得田兵衛

大夫入道此等也、

山城国吉富庄住人西願・阿十等間事、於西願者就 長者

宣先度令召出候了、追捕并名田事、物敷不論是非、先止

点札、令糺返損物、可令還住本宅之由加下知了、於地頭条々訴訟(第12紙)

者、不日可被遂対決候、仍執進如件、

弘長三年三月廿四日 左近將監在判

春日神主殿

山城国吉富庄白人神人西願・阿十等訴訟事、六波羅状如此、子細見披露

于状候歟、即去廿七日被糺返追捕物并所立。御供田点札候了、以此旨可令。

衆中給候、恐々謹言、 春日執行正預祐公

四月四日

別会五師御房

神主泰尚

若宮神主祐賢

〔上部余白〕
「追申

彼状依遲々于今不申候、御披露之後ハ早々可返給、

山城国吉富庄白人神人沙汰之間状慥給候了、衆中披露之後、早々可被^(×可令返)

〔返進候、恐々謹言、

乃時

別会五師頼真

一去廿一日、酉刻、又依神人国弘訴訟事、神人等懸黄衣於鳥居了、

仍自京都下向後、廿七日各集会有之、神人等集会所宿直屋

ニ落書出来トテ、神人等可被申寺家トテ出之案内、

コノキシヤウヲヒロウセテ、ヒキカクシテムトモカラハ、タウタイニハ、タイミヤウ

シム七堂サムホウノニクマレヲカフリテ、ヌスミカウタウシテトラヘカラ

メラレテ、ツメヒトヒニヒトツ、ハナタレテ、ノコキリニテクヒヲキラル、ホウ

ヲエヨ、コシヤウニハ、ムケムチコクヘヲチテ、ナカクアカラサルホウヲエヨ、

シムニムノナカヘ

敬白

起請文事

右社司等、蒙満寺衆議^(雅縁信意)、解神人職事、申正権別当、触五師

三綱、并依衆徒議定、宜致其沙汰、縦有貴所権册之命、容易

不可解其職之由、可令書進ニ通起請文、於一通者可籠社壇、於

一通者可納別会所櫃^(云々)、仍任仰旨起請如右、若背起請之

旨致自由沙汰者、社司等可罷蒙七堂三宝五所権現御

罰状如件、敬白、

建曆三年潤九月廿一日

御社司等敬白

権預中臣連延忠^(在判)

次預中臣連能^(行在判)

〔^(×七)六日、自衆徒以中綱幸賢・賢忍被触□、神人等黄衣ヲ懸事、

可取退之由、度々被仰了、而于今不取之由、如何様事哉、又三人之

沙汰者可進之由、同被仰之処、未進候条以外事也、ト有之

御返事云速付十二人神殿守只今可被取黄衣也ト有之、御返事ニ云、

可取退黄衣之由事、度々令下知候、然而未事行候、忿仰付神殿守

可退之由、可下知候、又三人沙汰者ハ忿可進候也、申之、此之由神殿守ニ

令下知之処、重又御使有之、被仰云、只今返状只先々ニ不相替、所詮

御使^(十二人)ノ神殿守ヲ相副^(テ)可被取之由、被触也、仍神殿守皆

召寄テ中綱二人ニ付進之、其時張本訴人ノ神人等七・八人

不取之由申テ馳向也、以外勝事也、但六道橋ノ辺マテ向テ

立返了、其時神殿守等黄衣ヲ取了、宿直屋^(ニ)取置^(云々)、

兩御所へ令申了、

七日、兩惣官・祐賢集会、神人等申云、随衆命已昨日取退黄^(衣)

候了、此上ハ御八講以前ニ国弘ヲ以被召出、并神人等新儀□

ヲ被免除、同安堵庄下向神人打擲刃傷訴隨事、可蒙

御裁敗候、若其難叶候者、御八講御神事ニ不隨候之由

申之、仍別会五師許へ各參テ申付了、但条々事書ヲ

可給之由、別会所令申之間、申遣之、

注進

一 神人等可被新儀課役事 一国弘可被召出事

一 安堵庄下向神人。擲刃傷訴訟事

右見參之時、委細令申候了、

一 同夜、若宮御前ニ延年有之、菊一殿与遍善院法印御房^(真カ)、^(尊海)

遂宿願^(云々)、

一 八日夜、兩惣官・祐賢代官祐治參寺家、其故ハ神人等明日御八講^(第十四紙)

御神事不可隨旨之申切之間、烈參之、然而猶不可及御口入之由

被仰出也、別会五師參会寺家之次、日三ヶ条事御返事ト

申之、神人等新儀保役事并安堵庄下向神人。擲刃傷事ハ

可有御沙汰、国弘被召出事、勿論事也、下有之、衆徒御返事如此、

一九日、御八講初日、御神事次第八講日記ニ有之、神人等神殿守之外ニ

三方ヨリ十人ヲ被免出之、其外ハ皆以不着黄衣也、今日衆徒

御返事趣令披露神人中了、然而不罷出也、但夕ニ成テ中郎或

神人引テノキ畢云々、同春遠張本ノ中ヲ罷出了、

〔廿〕日、同彼中郎或神人・同春遠等可随神事之処、張本神人等イキトヲテ令鬱之間、

暫トテ今日不出仕也、

十一日、御神事如例、為御八講之間、早旦ニ御供備進之、社司皆參、

〔若宮役祐賢、役送延〕

其後御八講被行之、委細事ハ八講日記ニ有之、氏人祐俊・祐治、

十二日、張本神人等罷出テ、随御八講御神事畢、仍中郎或神人皆以參勤、

十三日、御八講結日無違也、但寺家御上洛、仍今日ハ無御出仕也、仙(後略)

故ト云々、
〔洞〕

同日夜、一切経藏前ニ權官等各集会有之、春遠関東下向之時

粮米付両惣官責之、

一恒例大般若会、御神事如例、於直会殿請僧等着座、朝座夕

座間ニ法蓮郷民等奉幣、殿別ニ白絹ヲ御幣ニ懸テ備進

云々、社司配分、若宮ニハ卷染ノ絹ヲ懸テ備進之、祐賢大社ニ

祇候之間、以代官祐俊令進之、其後於拜殿種々ノ猿樂物ノマネ

ヲシテ返了、

一今日成政与泰長座論、散々及過言、牛買ナトイフ事ヲ泰長

申懸之、成政種々返答、此事ニヨテ泰長父權神主泰道与

成政舍弟朝成、相互ニ令放言了、依此事御神事之後、御背ニ社司

集会有之、於氏人身社司両惣官於散々及過言之条、為向後

不使事也、可有沙汰之由、議定了、

〔第十五紙〕

御間ニテ能定得朝成酒器畢、而彼朝成ハ去年比為寺□

クスリヲク、メラレタル依為仁、彼酒器□得タル能定。ヲモ□
酒器

ラウテ、次日十日泰長不得也、此之間件能定トカメテ散々放言之

内、当社氏人皆以或ハ人殺或。盗人、不付疵物無之、而能定■之

酒器ヲ被嫌之条不当也ト申之、依此事ニ一社氏人等為

訴訟集会ヲ成了、

一十六日、依神人訴訟事、神主許ニ両惣官・祐賢集会有之、

別会所へ遺状案文、

本社神人等訴訟事懇切之余、及二ケ度雖懸黄衣於

鳥居、依難背衆徒御命取退黄衣、恒例御八講并大

般若会御神事等無違乱令勤仕候了、此上者新儀(課)保役

停止事、可有御計之由、先度蒙仰候歟、然者被裁下□

状候之条、尤社家可為面目候、且奉復神威、且乘□

慈悲、有御裁敗之様、得御意可有御披露衆□
(申)

候、恐々謹言、
四月十六日 春日執行正預祐公

神主泰尚

謹上 別会五師御房 若宮神主祐賢

今日同衆徒御使有之、被触云、去御八講中ニ着黄衣神人於

少々ハ■キトリタル神人有之歟ト被聞食、其張本可注申、又

黄衣ハカレタル仁タレト同可注進之由有之、御返事云、分明ニ

相尋テ可注申之由申了、而祐賢申云、黄衣ヲハキ候方ニハ

一切ニ若宮神人不候、御八講以前張行者マテノ一人候シカトモ、引テノキ候畢、

黄衣ハカレタル神人ハ、一人候歟之由承及候、分明ニ相尋テ可注申□

申之、両惣官・祐賢於一所問答、

(後欠)

〔第十六紙〕

【附載】お茶の水図書館成篋堂文庫所蔵「春日社神人等愁狀断簡」

(前欠)

人神奴同可有御哀憐、豈為被優神鹿可□□□□□□

歎給哉、凡神人者雖不預絹塵之給物、鎮勵寺社之給仕□□^(致)

晝夜之格勤僅以遁如此之保役、為身之勇、而今如此保役

出來者、非失只奉公之募兼、悲神威之廢怠者也、況數多神

人御寺御使而在京類也、為糧米每度汎負物而雖昇□

放無不使之御計、加之為衆徒之御使、棒御下文、公人相伴

下向于泉洲・江洲等之時、被折神木蒙刃傷、而雖令愁

訴未蒙御成敗而令愁吟之處、又去年冬之比、為御寺

御使安堵庄可昇向之由蒙仰之間、前々雖失面目、依難

背衆命、愁以下向、然又被折打擲刃傷了、然而于今無御

沙汰、是偏神威威衰弊之基歎、歎而有余、如此捨身

命走仕神人須有抽賞之處、剩蒙新儀責之条、愁吟

尤切也、就中神人等者貪道無窮、殆有失活計之類、爭無

御優免乎、彼飢饉之地、為御寺御沙汰、衆所下人等雖預

給物、神人獨無御憐愍、其恨尤深、弥所增愁歎也、定有御

賢察歎、凡夫折神木、神人被打擲刃傷了、然而于今無

御沙汰之間、失面目而令愁歎之處如此、又預新儀謹責

之条難堪子細也、且次田御庄御訴訟之時、関東下□□^(吹)

之糧米雖被宛散所之神人、無先例之由開申之間、蒙

御免除了、若宮神人同被免除之由令訴申之日、依有

其謂被止謹責而忝蒙御免除了、凡近來当社神人

動失面目之間、神人逐年而減少、且若宮御祭之時□□^(所)

□□也、豈非神威之陵遲乎、然猶如此蒙謹責者、以何□□^(見)

(後欠)